

令和5年度 尾道市 一般不妊治療費の助成のお知らせ

尾道市では、一般不妊治療にかかる費用の助成を行っています。

◎ 助成を受けることができる人（※次の要件をすべて満たす人）

- (1) 一般不妊治療を開始した際、法律上又は事実上の婚姻関係にある夫婦（年齢は不問）
- (2) 尾道市内に住所を有している人
- (3) 一般不妊治療で他の自治体助成を受けていない人（広島県の助成は併用可）
- (4) 市税・国保料などを全て納付している人

◎ 実施医療機関：一般不妊治療を実施している医療機関

◎ 対象となる治療：一般不妊治療と検査（医師の処方によるものに限る）

例：タイミング法、人工授精、薬物治療、検査、男性不妊治療（薬物及び手術療法など）等

◎ 対象外の治療

- (1) 不妊治療以外の治療費（子宮頸がん検診料、風邪の治療部分など）
- (2) 文書料（診断証明書、紹介状等）入院費、食事代など
- (3) 特定不妊治療に移行した後の一般不妊治療



◎ 助成金額：自己負担額の2分の1の額（1年間に5万円が上限）

- (1) 夫婦ともに治療中の場合は、それぞれに申請してください、申請者は治療を受けた人です。
- (2) 千円未満の端数を切り捨てた金額
- (3) 院外処方（薬局）に要した費用も対象（医師の証明と薬局の領収書などの添付が必要）
- (4) 複数の医療機関又は処方薬局を受診した場合は合算できる

◎ 令和5年度の助成期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日の治療分 治療を開始した最初の診療日の属する月から2年間(24か月)助成を受けられます。

※ ただし、新型コロナウイルスの関係で治療を中断された場合は、中断期間を除きます。

◎ 令和5年度治療分の申請期限：令和6年4月30日（火）まで【期限厳守】

郵送の場合は、令和6年4月30日（火）の消印有効

※ 年度途中でも、早めに申請してください！！

- (1) 一般不妊治療を終了した場合
例：妊娠した（流産を含む）、特定不妊治療にステップアップしたなど
- (2) 助成金額が上限の5万円に達した場合
- (3) 市外に住民票を移す場合
必ず転出前に申請してください。 転出後の申請は受理できません。

～助成期間と助成金額の考え方～

	1年目（助成額）	2年目（助成額）	3年目（助成額）	合計
例1	4月～3月（5万円）	4月～3月（5万円）	助成なし	24か月（10万円）
	※ 2年目で10万円に達しているため、3年目の助成はない			
例2	8月～3月（5万円）	4月～3月（5万円）	助成なし	20か月（10万円）
	※ 2年目で10万円に達しているため、3年目の助成はない			
例3	8月～3月（3万円）	4月～3月（5万円）	4月～7月（2万円）	24か月（10万円）
	※ 治療期間3年目は、4か月間の治療のみ2万円の助成が受けられる			
例4	8月～3月（2万円）	4月～3月（2万円）	4月～7月（5万円）	24か月（9万円）
	※ 助成額は2年目で4万円、10万円との差額は6万円だが、1年間の上限額は5万円なので、3年目は5万円の助成となる			

◎ 申請手続き

(1) 必要な書類



- ① 尾道市一般不妊治療助成金申請書（様式第1号）
- ② 尾道市一般不妊治療助成金申請に係る証明書（様式第2号）
 - ※ **新型コロナ関係で治療を中断された場合は、「不妊治療の内容 □その他」に、理由と中断期間を明記してもらってください。**
- ③ 領収書の写し、診療明細書（院外処方の場合は、薬局の発行した領収書の写しも必要）
 - ※ 診療明細書が発行されなかった場合は、申請時に申し出てください。
- ④ 本人確認できる書類
 - ※ 事実上の婚姻関係にある場合は、夫婦両人の戸籍謄本と住民票、**「事実婚関係にある申立書」が必要で、申請前にご連絡ください。**
 - ※ 夫婦が別世帯の場合や夫婦どちらか一人が尾道市外に住所を有している場合は、戸籍謄本
 - ※ 戸籍謄本・住民票は、原本で申請日より3か月以内に発行されたもの
- ⑤ 振込先（申請者）の通帳（銀行・支店名、口座番号明記）又はキャッシュカードの写し

(2) 書類の入手方法：尾道市健康推進課の窓口、尾道市のホームページ（希望者には郵送可能）

(3) 書類の提出先：尾道市健康推進課

※ 郵送の場合は、本人確認できるもの（運転免許証等の写し）の添付が必要

◎ 助成の決定と支払い

書類審査後、「交付決定通知書」を郵送します。同封の「助成金交付請求書」を提出して下さい。申請受理日から2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

◎ 申請・問い合わせ先

尾道市健康推進課
すこやか親子係

住所：〒722-0017

尾道市門田町22-5 総合福祉センター2階

電話：0848-24-1960

窓口：月～金（土日祝日、年末年始を除く）8：30～17：15



～不妊治療のステップアップを検討中の方へ～

尾道市では、特定不妊治療（先進医療等）に係る費用の助成も行っています。

対象者（すべてを満たしている方）	助成の内容
① 広島県特定不妊治療支援事業の助成承認決定を受けている	自己負担額から広島県の助成額を控除した額の1/2、それぞれに5万円を上限に助成します。 ・ 特定不妊治療 ・ 男性不妊治療 (精子を採取するための手術を実施)
② 法律上又は事実上の婚姻関係にある方	
③ 治療期間中及び申請時に夫婦とも又はお一人が尾道市に住所を有している	
④ 市税・国保料など全て納付している	

広島県からのお知らせ★

[広島県特定不妊](#)

[検索](#)



[広島県不妊検査](#)

[検索](#)



◎ 広島県東部保健所 保健課 健康増進係 ☎0848-25-4641

時間：月～金（土日祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分

不妊検査・一般不妊治療や特定不妊治療、健康保険適用外の先進医療等に対する助成制度の問い合わせ先

◎ 広島県不妊専門相談センター [検索](#)

不妊や不育に悩む夫婦や家族に対し、不妊カウンセラーや生殖医療相談士などの資格を持つ相談員（助産師）が相談や情報提供を行っています。

ご本人だけでなくご家族の方も相談でき、相談に関する秘密は堅く守ります。匿名でも利用できます。

祝日、年末年始はお休みです。

☆ どんな相談ができますか？



- ・ 不妊・不育の原因や、検査・治療について
- ・ 不妊・不育に関する不安や悩み
- ・ 男性の検査や不妊治療について
- ・ 妊娠や出産に関すること

☆ 相談方法は？

電話 専用電話 082-870-5445

相談時間 毎週（月・木・土：10時～12時30分、火・水・金：15時～17時30分）

電子メール 広島県不妊専門相談センターHPのメールフォームから 24時間受付

1週間以内に返信します

ファックス相談 Fax番号：082-870-5445 24時間受付

1週間以内に返信します

面談 予約制 毎週（金：15時～17時）（1回50分）

オンライン 予約制 毎週（第1土：13時～15時／第3木：19時～21時）（1回50分）

予約方法：広島県不妊専門相談センターHPより、相談日前々日までに申し込みフォームを入力

予約後、入力したメールアドレスにビデオ会議システム招待URLを送信します

◎ 特設サイト「広島県 ふたりの妊活全力応援」を開設しました <https://www.hiroshima-ninkatsu.net>

妊活にまつわる情報や助成制度についてご紹介している他、

検査や治療が可能な県内の医療機関を検索することができます。ぜひご覧ください。